

令和8年度産業間連携おきなわブランド戦略推進委託業務 公 募 要 領

沖縄県では、以下の業務を実施します。受託を希望される事業者は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

なお、本公募は、県の次年度の当初予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続であり、予算成立及び交付決定後に効力を生じる事業です。したがって、県議会において当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合、または県議会において当初予算案が修正された場合、若しくは国の交付決定額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。

1 業務名

令和8年度産業間連携おきなわブランド戦略推進委託業務

2 業務の目的

県内の稼ぐ力向上のためには、観光や製造業、農林水産業等の域外市場産業で稼ぎ、域外市場から資金を流入させるとともに、その資金を県内経済の中で循環させることで地域の稼ぐ力を強化し、雇用者の所得向上や県内企業の成長への投資に繋げていくことが必要である。その一つとして、リーディング産業である観光のブランド力を地域の稼ぐ力に繋げることが求められている。

本業務では「選ばれる価値のある沖縄」としての地位を確立し、地域の稼ぐ力の向上を目指し、令和6年3月に策定した「おきなわブランド戦略」を県民や民間事業者を含めた官民に推進するインナーブランディングの推進を目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 企画提案の内容

「令和8年度産業間連携おきなわブランド戦略推進委託業務企画提案仕様書」のとおり

5 公募期間

令和8年3月2日（月）から同年3月18日（水）正午まで（必着）

6 提案額

46,639,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

<地方自治法施行令>

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していない者であること。
- (5) 沖縄県内に本店又は支店を有する事業者であること。
- (6) 本業務の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する者であること。
- (7) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制（※）を有する者であること（※県が説明を求めた際に、直ちに責任を持った対応ができ、直接の打合せの必要性を理解していること）。
- (8) 業務終了後も追跡調査や会計検査への対応に協力できる者であること。
- (9) 農林水産、商工及び観光分野の県内事業者、業界団体等とネットワークを有し、県内の状況に精通していること。
- (10) 応募は共同企業体で実施することも可能とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

- ア 共同企業体の中に代表事業者を1者置くものとする。代表事業者は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する事業者を代表する。
- イ 代表事業者が応募を行うこと。
- ウ 代表事業者は本委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること（県が協議を依頼した際に直ちに責任を持った対応をできること）。
- エ 全ての構成員が上記(1)から(4)までの要件を満たし、いずれかの構成員が上記(5)から(9)までの要件を満たすこと。
- オ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、事業者単体で申請することはできない。

8 応募の手続（スケジュール）

質問受付期間	<p>受付期限：令和8年3月10日（火）正午まで</p> <p>提出先：沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 仕様書等に疑義がある場合、質問書[様式1]を記入し、<u>電子メールにより提出</u>してください。</p> <p>※電話及び受付期間外の質問は公平性の観点からお受けできません。 (提出先) E-mail：aa050075@pref.okinawa.lg.jp</p> <p>※ 回答はグローバルマーケット戦略課HPにて掲載します。</p>
提案書提出	<p>応募書類等の提出は、下記により持参又は郵送（書類郵便）により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限内に必着のこと。</p> <p>提出期限：令和8年3月18日（水）正午（必着） ※時間厳守 (提出先) 沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階 電話番号 098-866-2340</p>
選定委員会	<p>書類審査を実施し、必要に応じて提案内容に関するプレゼンテーション審査を実施する。</p> <p>日時：令和8年3月24日（火）午後（※予定） 場所：沖縄県庁14階会議室</p> <p>(備考) ・プレゼンテーションを実施する場合は、日時（各提案者の開始時間）及び場所について個別に連絡します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者が多数である場合には、一次審査において二次審査に付する者を選定します。 ・各応募者は、提案書に沿って提案内容の説明をお願いします。 ・1応募者から3名以内の参加とします。 ・プレゼンテーションは応募の構成員が行ってください。 ・説明時間15分以内とし、質疑15分程度を予定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・紙資料による説明とし、プロジェクター等は使用できません。 ・やむを得ない事情によりオンラインでの開催になった場合、提出資料の画面共有は不可とします。
結果の通知	令和8年4月上旬（予定）
	※ 応募申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知の文書を送付する。

9 提出書類及び必要部数等

下記様式のうち(1)～(7)については、全て片面印刷とし、一連にして10セット（原本1部、コピー9部）を作成のうえ、ファイルに綴って提出すること。また、(8)は1部提出すること。

(1) 企画提案応募申請書（様式2）

(2) 企画提案書（様式3）

様式は任意とし、日本産業規格A列4番（以下「A4」という。）10枚以内（表紙を含む。A4以外は不可）で、**カラー印刷**及び**長辺綴り**とする。**ページ番号を振ること**。

(3) 会社概要表（様式4）

共同企業体の場合は、参加企業ごとに提出すること。

(4) 積算書（様式5）

※積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、報償費、調査費、使用料、役務費、消耗品費等をいう。単価に消費税を含む場合は、消費税相当額を差し引いた上で計上すること）

ウ 一般管理費（委託業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出、特定が困難な間接経費。「（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内」とする。）

エ 再委託費（企画提案仕様書を参照）

オ 消費税（直接人件費と直接経費、一般管理費、再委託費の合計に100分の10を乗じて得た額の範囲内とする。）

(5) 事業計画（様式6）

※年間計画及び事業実施体制を具体的に記載すること。

(6) 実績書（様式7）

(7) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る。）

※共同企業体として応募する場合に提出すること

※協定書の内容は次のとおりとする

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の出資割合、構成員の連帯責任、契約不適合責任等

(8) その他資料（任意様式）

※共同企業体の場合は、参加企業ごとに提出すること

ア 定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

イ 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

エ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

ウ 直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する資料。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。

10 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

ア 提案内容の審査は、提出された書類に基づく一次審査（書類審査）を行い、二次審査（プレゼンテーション審査）対象者を選定する。

イ 二次審査では、沖縄県商工労働部内に設置する企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、優先順位を決定する。二次審査はプレゼンテーション審査を行うが、応募状況により書面審査とする場合がある。

なお、プレゼンテーションを行う場合は、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については審査対象外とする。

ウ 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問合せには応じない。

エ 選定委員会により委託候補者として選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定することができるものとする。

オ 一定の水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な評価項目（予定）

ア 基本的認識

- ・ブランド戦略における戦略と戦術の違いを理解している。（戦略の浸透をロゴやポスター作成で足りるものとせず、より効果的な方策を提案しているか。）
- ・事業の趣旨（企画提案仕様書「4 委託業務の内容」）を理解している。
- ・県の求める企画提案内容（企画提案仕様書「5 委託業務の提案内容」）が全て網羅されている。

イ 専門的知見及び実績

- ・ブランド戦略におけるインナーブランディングの重要性を理解している。
- ・県民や県内事業者へのインナーブランディングについて、県にアドバイスできる専門性を有している。
- ・提案する専門家が適切か。

ウ 提案内容の実現性及び効果

- ・調査業務について、効果的に施策に繋げる提案となっている。
- ・ブランド戦略の浸透が着実に進む提案がされている

エ 業務の実行能力及び実施体制の適切性

- ・全体計画、実施手順及び実施スケジュールが妥当である。
- ・事業遂行できる体制になっている。
- ・それぞれのスタッフの役割が明確になっている。
- ・県からの指示に迅速に対応できる体制が確保されている。
- ・経理上の処理を適正に行うことができる体制が確保されている。

オ 予算の妥当性

- ・コスト意識が高く、予算の使途及び金額等が妥当である。
- ・人件費の積算が適切である。

11 委託契約について

業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

12 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容及び審査経過は公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

<沖縄県財務規則>

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関

と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結する時。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められる時。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。

- (5) 受託事業者の選定に当たっては、提案された内容を総合的に評価し、決定するため、具体的な内容及び進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (6) 業務終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う場合がある。
- (9) その他公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

【問い合わせ先】

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課（担当：喜屋武、安座間）

電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526

E-mail : aa050075@pref.okinawa.lg.jp